

全国

ぜんこく
しぎかいじゅんぼう

平成30年
(2018年) 4月5日
毎月3回5の日に発行

第2044号

発行 全国市議会議長会

〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
代表 TEL 03(3262)5234
旬報 TEL 03(3262)2309
発行人 滝本 純生

http://www.si-gichokai.jp

市議会旬報

東日本大震災七周年追悼式

政府主催による「東日本大震災七周年追悼式」が3月11日、国立劇場で行われ、山田一仁会長（札幌市議会議長）が参列した。

追悼式では、秋篠宮同妃両

秋篠宮殿下のおことば

2011年3月11日、東北地方を中心に東日本を襲った未曾有の地震とそれに伴う津波により、2万人を超える死者及び行方不明者が生じました。震災発生後、刻々と伝えられる現地の状況と押し寄せてくる津波の映像は、7年を経た今でも決して脳裏から離れるものではありません。ここに一同と共に、震災によって亡くなった人々とその遺族に対し、深く哀悼の意を表します。

大震災からの7年間、被災地において、人々は幾多の困難を乗り越え、手を携えて、復興に向けての努力を弛みなく続けてきました。こうした努力を支援するため、国や全国の自治体、そして国内外の多くの人々が、様々な形で力

殿下のご臨席のもとに、遺族の方々をはじめ、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、各界代表などが参列。午後2時46分から1分間、黙とうをささげた。

を尽くしてきました。

その結果、住宅の再建や高台移転、産業の回復、生活環境の整備、防災施設の整備など多くの進展が見られました。また、原発事故により避難を余儀なくされた地域においても、帰還して生活を再開できる地域が少しずつ広がってきております。多くの悲しみや困難の中にあつた子どもたちも、未来に向けてたくましく成長しています。

しかし、その一方では、今なお多くの被災者が、被災地で、また、避難先で、依然として不自由な生活を続けていく厳しい現実があります。とりわけ、帰宅可能な地域が広がる中、いまだに自らの家に帰還する見通しが立っていない人々も多いこと、基準に照らして放射線量の問題がない場合であっても、農林水産業

安倍晋三・内閣総理大臣の式辞に続いて、秋篠宮殿下がおことばを述べられました。衆参両院議長、最高裁判所長官、遺族代表が追悼の辞を述べ、参列者による献花が行われた。

などに影響が残っていることを思うと、心が痛みます。さらに、避難生活が長期化する中で、高齢者を始めとする被災者の心身の健康のことは、深く心に掛かります。

困難な状況にいる人々、一人ひとりが取り残されることなく、健やかで平穏な生活を送ることができるよう、また復興の歩みが着実に進展していくよう、これからも国民が心をつなげて被災した地域や人々に末永く寄り添って

安倍総理式辞

本日ここに、秋篠宮同妃両殿下の御臨席を仰ぎ、「東日本大震災七周年追悼式」を挙行するに当たり、政府を代表して、謹んで追悼の言葉を申し上げます。かけがえのない多くの命が失われ、東北地方を中心に未曾有



秋篠宮同妃両殿下のご臨席のもと式辞を述べる安倍総理
【出典＝首相官邸ホームページ】

くことが大切でありましょう。東日本大震災の大きな犠牲の下で、私も日頃の防災訓練や防災教育、そして過去の災害の記録と記憶の継承がいかに大切であるかを学びました。この教訓を決して忘れることなく、私たち皆が防災、減災の心を培うとともに、それを次の世代に引き継ぎ、災害の危険から多くの人々が守られることを心より願っております。

今なお困難を背負いながらの被害をもたらした東日本大震災の発生から、七年の歳月が流れました。最愛の御家族や御親族、御友人を失われた方々のお気持ちに思うと、今なお哀惜の念に堪えません。ここに改めて、衷心より哀悼の誠を捧げます。また、被災された全ての方々に、心からお

4月5日現在の市区数	
指定都市	20市
中核市*	54市
施行時特例市*	31市
一般市*	686市
特別区	23区
計	814

※4月1日、川口市、八尾市、明石市、鳥取市、松江市が施行時特例市（3月31日現在36市）から、福島市が一般市（同687市）から、中核市に移行し、右表のおりとなった。中核市移行の記事は次号に掲載する。

も、復興に向けて日々努力を続けている人々に思いを寄せ、一日も早く安らかな日々が戻ることを皆で祈念し、御霊への追悼の言葉といたします。
【出典＝内閣府ホームページ（表記もこれに従った）】

見舞いを申し上げます。七年の歳月が流れ、被災地では復興が少しずつ着実に進展しております。地震・津波被災地域では、生活に密着したインフラの復旧はほぼ終了し、住まいの再建も今春までに9割が完成する見通しであります。
【2面下へ続く】

地方からの提案の実現に向け、15法律を一括改正

第8次分権一括法案が閣議決定

政府は3月9日、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(第8次地方分権一括法案)」を閣議決定し、国会に提出した。

同法案は「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」(29年12月26日閣議決定)本紙2037号・45面に掲載)のうち、対応・実現のため、関係法律の整備を行うものであり、15法律を一括して改正する。事務・権限の移譲で3法律、義務付け・枠付けの見直し等で14法律(2法律重複)の改正となる。29年の提案募

表 マイナンバー利用事務における特定個人情報の情報連携項目への追加

Table with 4 columns: 事務, 連携情報, 改正前, 改正後. Rows include I 予防接種実施事務, II 予防接種実費徴収事務, III 小児慢性特定疾病医療費支給事務, IV 特定医療費支給事務, V 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法による入所の措置等に係る費用徴収事務.

※資料から抜粋して本紙が作成

【義務付け・枠付けの見直し】豊田市ほか提案の「社会保障分野におけるマイナンバー利用事務について情報連携の項目を追加するよう見直し」は重点事項とされていた(本紙2020号4面などに掲

【事務・権限の移譲】松山市ほか提案の「幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限の都道府県から中核市への移譲」は、重点事項とされていた(本紙2020号4面などに掲載)。提案の通り、幼保連携型以外の認定こども園の認定等の事務・権限が移譲される(「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」子ども・子育て支援法)。

【1面から続く】原発事故によって大きな被害を受けた福島県の被災地域では、避難指示が順次解除され、また、避難困難区域においても特定復興再生拠点の整備が動き出しました。

【1面から続く】原発事故によって大きな被害を受けた福島県の被災地域では、避難指示が順次解除され、また、避難困難区域においても特定復興再生拠点の整備が動き出しました。

被災者お一人お一人が置かれた状況に寄り添いながら、今後とも、避難生活の長期化に伴う心の復興や心身のケア、生活再建のための相談に加え、新しいコミュニティ形成の取組など、生活再建のステージに応じた切れ目のない支援に力を注ぐとともに、原子力災害被災地域にお

ける帰還に向けた生活環境の整備、産業・生業の再生支援など、復興を加速してまいります。同時に、震災による大きな犠牲の下に得られた貴重な教訓を、胸に刻みながら、英知を結集して、防災対策を不断に見直し、まいります。政府一丸となって、災害に強い、強靱な国づくりを進めていくことを、改めて、ここに固くお誓いいたします。

そのほか、▽災害援護資金の貸付利率(現行3%)について、市町村が条例で設定できる見直し▽幼保連携型認定こども園に係る居室の床面積の基準について、保育所と同様に一部地域において「従うべき基準」から「標準」に緩和▽特定教育・保育施設の利用定員の設定・変更に係る市町村から都道府県への協議を事後届出に見直し▽マイ

被災の発生以来、地元の方々の御努力をはじめ関係する全ての方々の大変な御尽力、全国各地からの御支援に支えられながら、復興が進んでまいりました。本日ここに御列席の、世界各国・各地域の皆様からも、多くの、温かく心強い御支援をいただいています。心より感謝と敬意を表したいと存じます。

と我が国が有する防災の知見や技術を皆様の国・地域の災害被害の軽減に役立てていくこともまた、我々の責務です。今後とも、防災分野における国際貢献を、一層強力に進めてまいります。我が国は、幾度となく、国難と言えような災害に見舞われてきましたが、その度に、勇気と希望をもって乗り越えてまいりました。今を生きる私たちも、先人たちに倣い、手を携えて、前を向いて歩んでまいります。

ナンバーを利用した地方税関係情報の情報連携を可能とするとともに、入所措置等の費用徴収に関する事務処理において、行政機関が本人等の収入状況に関する報告を求めることを可能とする等の規定を整備▽競輪開催における市町村から国(経済産業大臣)への届出に係る都道府県経由の義務付けを廃止などがなされる。

【出典】首相官邸ホームページ(表記もこれに従った) 平成30年3月11日 内閣総理大臣 安倍晋三

御霊の永遠に安らかならんとを改めてお祈り申し上げますとともに、御遺族の皆様を御平安を心から祈念し、私の式辞といたします。

都市研「『都市における広域連携のあり方』に関する調査研究報告書」(概要)(上)

2月8日に都市行政問題研究会第107回総会(2041号4面に記事)において取りまとめた「『都市における広域連携のあり方』に関する調査研究報告書」の「第II章都市における広域連携のあり方」について、今号と次号で概要を掲載する。今号では「1都市における広域連携を取り巻く状況の変化」「2都市における広域連携の必要性」について。なお、報告書は、3月16日に加盟市、30日に全市区へ送付し、本会ホームページにも掲載している。

1 都市における広域連携を取り巻く状況の変化

(1) 広域連携に係る制度の沿革について

① 明治期における広域連携
明治の大合併により、行政村約7万1000団体が約1万6000団体に。市制・町村制の改正により、一部事務組合が市にも認められ、合併に代わる手法(便法)ではなく、行政効率を發揮するために有効な手段であると認識され、広域連携の必要性があったと考えられる。

② 昭和期における広域連携

昭和の大合併後、市町村数発事業団制度創設や広域市町村圏開始をはじめ社会情勢など時代の要請に対応して多様な広域連携制度が創設され

達してきた。

③ 平成期における広域連携

平成の大合併後、平成22年には、約1700市町村まで減少。定住自立圏の開始など広域連携制度は多様化。これまでの広域連携制度のスクラップ・アンド・ビルドが実施された。

広域連携の仕組みと運用状況については、下表の通り。

④ 市町村合併施策と広域連携施策

大合併の後には必ず広域連携が注目されている。地方分権改革が進展し、平成の大合併を経て、広域連携の取り組みの進展が想定される。

(2) 新たな広域連携に係る社会経済状況の変化について
① 人口減少社会、少子高齢化の到来

(表)

法人	共同処理制度	制度の概要	運用状況 (H28. 7. 1 現在)
法人	連携協約	連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるための制度。	175件(連携中核都市圏の形成に係る連携協約128件)
	協議会	共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。	202件(消防41件、広域行政計画等28件、救急23件)
	機関等の共同設置	委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。	444件(介護区分認定審査129件、公平委員会117件、障害区分認定審査106件)
	事務の委託	事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。	6443件(住民票の写し等の交付1417件、公平委員会1141件、競艇854件)
	事務の代替執行	事務の一部の管理・執行を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に任せる制度。	2件(上水道に関する事務、公害防止に関する事務各1件)
法人	一部事務組合	その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。	1493件(ごみ処理406件、し尿処理337件、救急271件、消防270件)
	広域連合	広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。	116件(後期高齢者医療51件、介護区分認定審査45件、障害区分認定審査32件)

※報告書から抜粋して本紙が作成

基盤の強化が行われている。

一方、小規模市町村も多く、広域的な連携の仕組みを積極的に活用し、複数の自治体の協力により、より効率的で質的に向上した事務処理が求められている。

③ 国・地方の財政状況
今後も税収の減少、福祉費用の増大、公共施設更新需要の増大など、地方自治体の財政制約が一層の厳しさを増す中、住民サービスの維持・向上、地域経済の維持・活性化を図らねばならない。選択と集中を徹底し、さらなる行政改革に取り組み、単独で対応できる事務でも他の自治体との広域連携の方策を探ることが求められている。

2 都市における広域連携の必要性

(1) 広域圏構想の展開について

① 広域行政圏の展開(昭和44(1969)年〜平成20(2008)年)

二つの増大とともに、高度化・広域化した行政サービスに対応するため、大都市の中心部を除き全国に広域行政圏(知事が設定。地方圏の広域市町村圏(人口10万人以上を標準)と大都市の大都市周辺広域行政圏(同40万人以上を基準)が設定され、平成20年には359圏域となった。社会経済構造の変化などにより、新たな展開が求められ、20年度で廃止となった。

② 定住自立圏の取組(平成20(2008)年〜)

平成20年12月、「定住自立圏構想推進要綱」が示された。定住自立圏は、圏域として必要な生活機能の確保に中心的な役割を担う意思を有する中心市(人口5万程度以上(最低でも4万人超)、かつ、昼夜間人口比率1以上の都市)が中心市宣言を行い、近隣市町村と1対1の協定を結ぶことにより形成される。圏域数は、29年10月5日現在で119、

述べ505団体。このうち、将来像や取り組みなどを記載した定住自立圏共生ビジョンを作成した中心市は114。定住自立圏に取り組み市町村には、財政措置や事業の優先採択などの支援が行われる。大合併後の広域連携は、定住自立圏設置も含む、多様な選択肢から各地域・市町村が地域の実情や戦略的判断に基づき自ら選択する時代となった。

③ 新たな広域連携制度(連携協約、事務の代替執行等)(平成26(2014)年〜)

第30次地方制度調査会答申(平成25年6月25日)では広域連携を一層進めるため、より弾力的な広域連携制度が求められた。

答申を受けた26年の地方自治法の一部改正により、連携協約制度や事務の代替執行制度を創設。地方公共団体はこれまでの共同処理制度に加え、地域の実情に応じた広域連携の仕組みが選択可能となった。

④ 連携中核都市圏形成に向けた取組(平成26(2014)年〜)

平成26年8月25日に「地方中核拠点都市圏構想推進要

【4面へ続く】

【3面から続く】

綱」が制定され、地方中枢拠点都市圏構想の取り組みが進められた。地方圏域の中核となる人口20万人以上で昼夜間人口比率が1以上の都市、政令指定都市や中核市を地方中枢拠点都市と位置付け、圏域全体の経済の活性化や生活基盤の強化を図り、地方が踏みとどまるための拠点を形成する。

連携中枢都市圏では、お試し住宅で20組45人が移住し、潜在保育士を対象とした研修で90人が就職・復職している。圏域形成のトップランナーの成果のあらわれは、今後の全国でのさらなる成果を期待させる。

連携協約を活用した地方公共団体間の新たな広域連携の取り組みを推進するため、新たな広域連携促進事業が行われている。例えば、千葉市、市原市、四街道市は、27年6月に同事業の委託団体に決定。3市を1圏域とし、圏域全体の定住促進や経済の活性化、保育事業を中心とした子ども・子育て支援サービスなどの現状把握や具体的な施策立案を検討、連携計画書を取りまとめ、新たな広域連携を発表した。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(26年12月27日決定)により、重複する概念であった国土交通省の高次地方都市連合、経済産業省の都市雇用圏を連携中枢都市圏へ統一し、連携手法として、地方自治法に規定する「連携協約」の活用などが示された。総務省では、地方中枢拠点都市圏構想推進要綱を「連携中枢都市圏構想推進要綱」(27年1月28日)と改め、2020年までに30圏域の形成を目指し、連携中枢都市圏を推進している(平成30年1月10日現在、24圏域)。

播磨圏域連携中枢都市圏では、姫路市単独で実施した企業誘致活動では条件を満たさなかったが、圏域内の宍粟市への立地が決定。高梁川流域

連携協約に基づく広域連携を進めていくべきと考えられる。⑥都道府県による補完

第31次地制調査(平成28年3月16日)で示された都道府県等における補完のあり方の具体化を検討するため、総務省に設置された「広域連携が困難な市町村における補完のあり方に関する研究会」が決定した報告書(29年6月30日公表)では、都道府県の補完業務は地方分権一括法による地方自治法の改正により再構成され、都道府県の事務範囲・リソースは縮小したなどの指摘をした。

今後は、地域ごとに求められる役割に応じた新しい都道府県像が求められている。小規模市町村は、人口減少の加速により増加が予想され、都道府県や大都市などの補完・支援のニーズは今後増加すると考えられる。

三大都市圏の市町村は、単独で事業を実施する場合が多く、他の圏域と比較して市町村合併も広域連携も進んでいないとされるが、水平的・相互補完的、双務的な役割分担が有用。公共施設や介護保険施設のあり方など喫緊の課題について、連携して検討し、

都市の役割がより重要となっている。政令市・中核市・施行時特例市の創設や権限移譲の進展など、都市の果たす役割が大きくなり、大都市圏では、県の役割が相対的に小さくなる一方、地方の県では、大都市が少なく、引き続き県の役割が大きい。

行政改革などにより昭和49年から平成27年の市町村の職員数が、約103万2000人から95万6000人へと減少。一方、昭和49年の一般行政職員比、都道府県32・6%、市町村67・4%が、平成27年時点で、都道府県25・4%、市町村74・6%となっている。

役割が拡大した都市自治体の力が求められ、都市を中核とする広域連携が有効とされ、定住自立圏、連携中枢都市圏の形成が進められている。

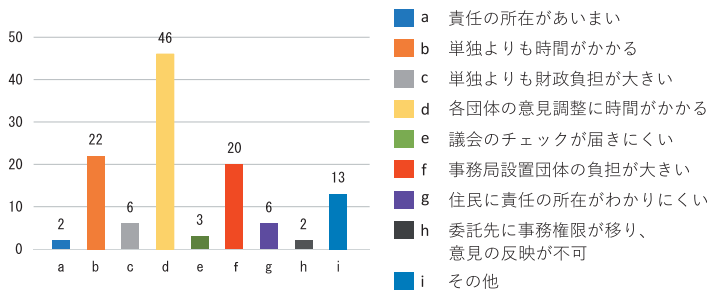
②広域連携における都市の現状(都市が直面する様々な課題)

人口減少・超高齢化の時代では▽都市の活力の低下▽人口密度の低下▽地域のつながりの弱体化▽地域施設の維持管理の

負担の増加、サービス機能の低下▽空き家の増加などが指摘されている。③広域連携に係る課題及び問題

研究会の調査では、加盟82市のうち56市が広域連携に関する政策・施策に課題・問題があるとする(グラフ)。

グラフ (複数回答あり)



※報告書から抜粋して本紙が作成

- a 責任の所在があいまい
- b 単独よりも時間がかかる
- c 単独よりも財政負担が大きい
- d 各団体の意見調整に時間がかかる
- e 各団体のチェックが届きにくい
- f 事務局設置団体の負担が大きい
- g 住民に責任の所在がわかりにくい
- h 委託先に事務権限が移り、意見の反映が不可
- i その他

進めでは、連携中枢都市のリーダースhipが重要視される。連携協約の締結での議会の議決による民主的コントロールの確保などが重要になると考えられる。

①地方自治法に基づく主要な事務の共同処理の仕組み

②連携中枢都市圏構想の展開

③ネット社会の到来への対応

ICTは地理的制約を超え、遠隔自治体との広域連携も考える必要がある。連携協約が広く展開されれば、市町村が必要とする事業領域や都合の良いところだけで広域連携が可能となる。今後の広域連携の目的、取り組みの効果はより多面的になると考えられる。

えられる。議員と市民との直接の意見交換も進んでいる。行政サービス提供において、議会の監視機能や住民意思の反映など広域連携への関わりが大きく注目される。